

ノーモアえん罪 無実の人を救おう！

法務・検察の「壁」うち破れ！
再審法。真の運用を
党議拘束はずせ
抗告禁止、証拠開示！

2026年

9月29日（火）

12時15分～

11時45分より、参議院議員会館ロビーにて
入館証を配布します

国会内市民集会
参議院会館講堂へ

～えん罪被害者に向き合い～

●講演

鴨志田祐美弁護士

（日弁連再審法改正推進
室長）

●スピーカー

阪原弘次さん（日野町事件
再審請求者）、鎌田慧さん、
佐高信さん、永田浩三さん
他各界人・国会議員・市民
など予定

臨時国会前、私たちはあらためて再審法
改正を問います。これからだと。



※同会場で午後2時から法務・検察の
職務担当者との市民ヒアリング（市民
交渉）を行います。

《呼びかけ 国会アクション》

●呼びかけ

- ・ノーモア！えん罪プロジェクト実行委員会
- ・再審法改正をめざす市民の会
- ・冤罪犠牲者の会
- ・再審法改正国会前アクション
- ・無実の人を救おう！署名連絡会

●連絡先 ノーモア！えん罪プロジェクト実行委員会 事務局 野島（sayamax50@gmail.com）
国会前アクション 武内(090-2173-2591 takeuchi-one.123@docomo.ne.jp)

先の国会で可決成立

再審法改正

その4つの「穴」

えん罪被害者の救済を目的として長く整備が求められてきた再審法改正は、先の国会で7月に可決成立しました。前進はあるものの、求めていたものとはほど遠い内容です。

特に救済の実効性を損ないかねない4つの重大な論点が残っています。

1 証拠提出命令／

～これは証拠「開示」ではない

えん罪被害を生み出してきたのは、捜査機関による証拠隠し。その救済のためには、まずは幅広い証拠を見せてもらう（＝開示）ことが不可欠です。

⇒しかし

証拠提出命令で提出されるのは「裁判所の判断によって必要な証拠」だけ。これだけでは、えん罪を晴らすために必要かつ十分な証拠が出てきません。

2 証拠一覧表制度の見送り／

～どこにどのような証拠があるのか分からない

証拠の提出・開示を求めるにも、証拠は捜査機関の手元にあり、外からは見えません。証拠の適正保管のためにも、まずはどのような証拠が存在するかのリストが必要です。

⇒しかし

証拠一覧表（証拠リスト）の制度化は見送りに。ずさんな管理のままでは、証拠の全体像はつかめません。

3 証拠の目的外使用の禁止／

～支援者や報道機関の活動が縛られる

これまで支援者による活動や、報道機関による報道が、えん罪救済の原動力でした。それは、証拠そのものを見たからこそできたこと

⇒しかし

証拠を見せることが「目的外」使用として一律禁止、違反には罰則も。これでは事件の問題点を広く訴えることもできず、裁判がますます密室化します。

4 検察官抗告の禁止に例外／

～抜け道で救済の遅れも

再審開始決定に対する検察官の抗告が、これまで救済を大きく遅らせてきました。国会議員のがんばりで、検察官抗告は原則禁止に。

⇒ところが

「十分な根拠」があれば検察官抗告が可能という例外が残されました、それって誰が判断するの？これでは、原則禁止が骨抜きになりかねません。

改正は、ゴールではなくスタート地点。

えん罪被害者救済のために、問題点の共有と議論の継続を